

郵政民営化に対する評価と期待

郵政民営化委員会ご説明資料

平成29年10月26日

一般社団法人 全国信用組合中央協会

目次

1. これまでの郵政民営化に対する評価 . . . 1
2. 今後の郵政民営化への期待 6

1. これまでの郵政民営化に対する評価

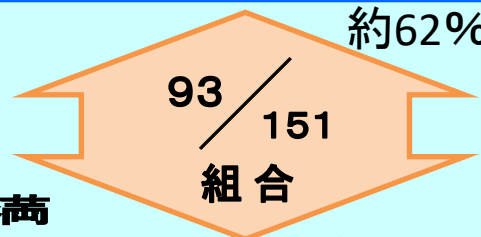
- 日本郵政グループ3社の株式上場、政府保有株式の売り出しは、郵政民営化の道筋をつける上で重要なステップ
- しかしながら、国が株式を保有し実質的に支配力を有している限り、民間金融機関と公正な競争条件が確保されないものと認識
- 実質的な政府保証が残っているなかでの預入限度額の再引き上げや新規貸出業務等への参入の影響をもっとも受けるのは信用組合
結果として、信用組合の主な取引先である小規模事業者等への円滑な資金供給に支障を生じさせかねない
- したがって、ゆうちょ銀行の規模の拡大につながるような預入限度額の再引き上げや新規貸出業務等への参入は到底容認できない
(ご参考P2～P5)

(1)信用組合の概況(平成29年3月末)

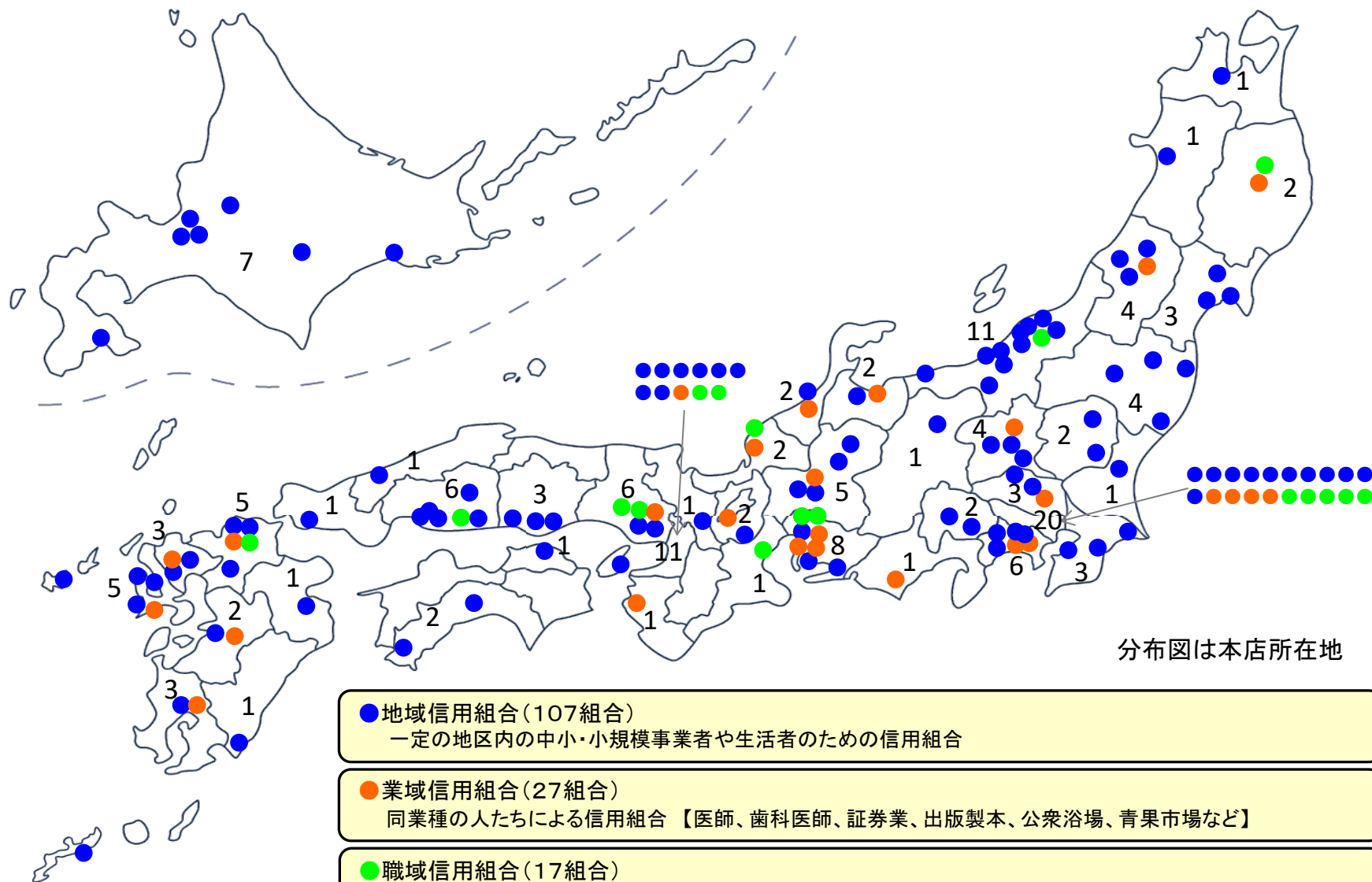
・信用組合数	151組合
・店舗数	1,679店
・役員員数	20,436人
・組合員数	393万人
・預金積金	19兆9,391億円
・貸出金	10兆6,373億円

【預金量別信用組合数】

1兆円以上	2組合
5,000億円～	4組合
3,000億円～	10組合
2,000億円～	10組合
1,000億円～	32組合
500億円～	42組合
300億円～	19組合
100億円～	24組合
100億円未満	8組合



(2) 都道府県別信用組合

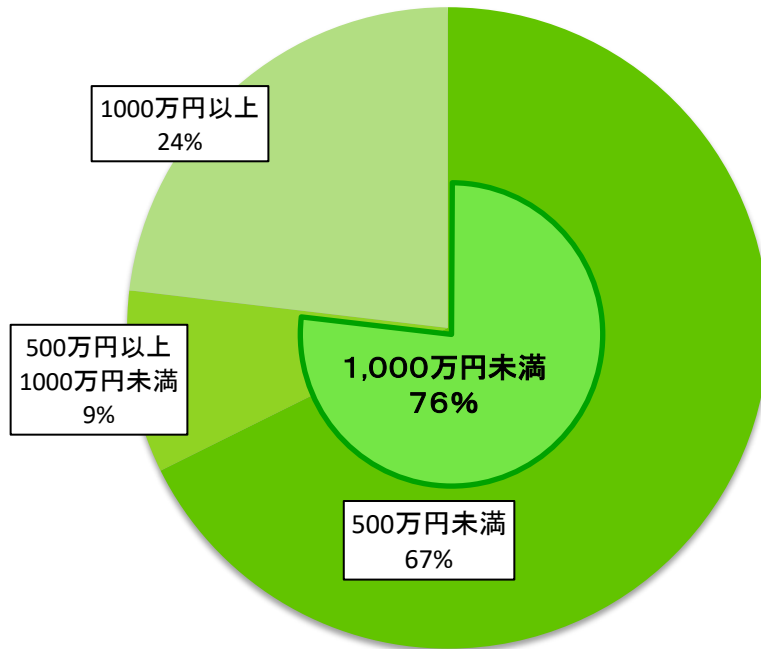


(3) 信用組合の貸出先の状況

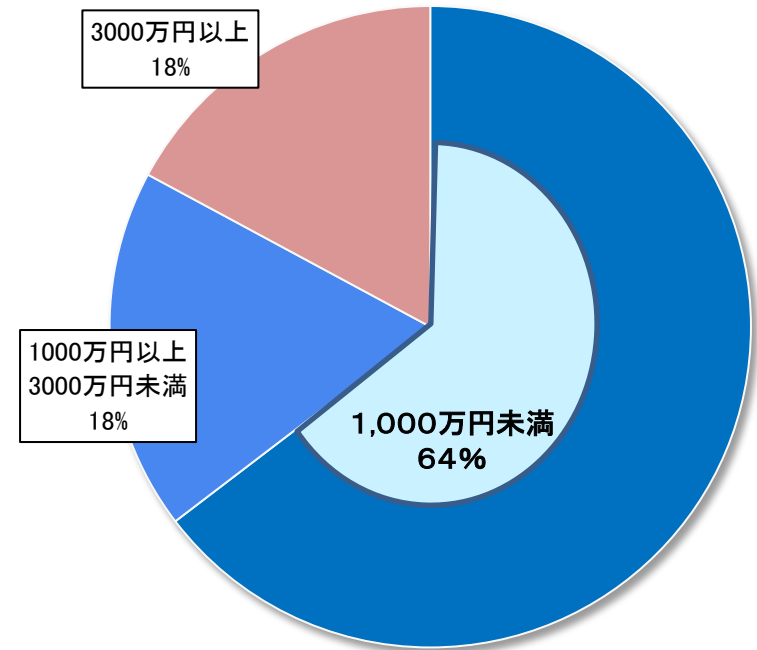
① 信用組合は小口の貸出先の割合が高い

貸出金全体では、1,000万円未満の貸出先が76%を占め、事業者向けでは、1,000万円未満の貸出先が64%を占めており、小口の貸出先の割合が高い

貸出金(個人＋事業者)



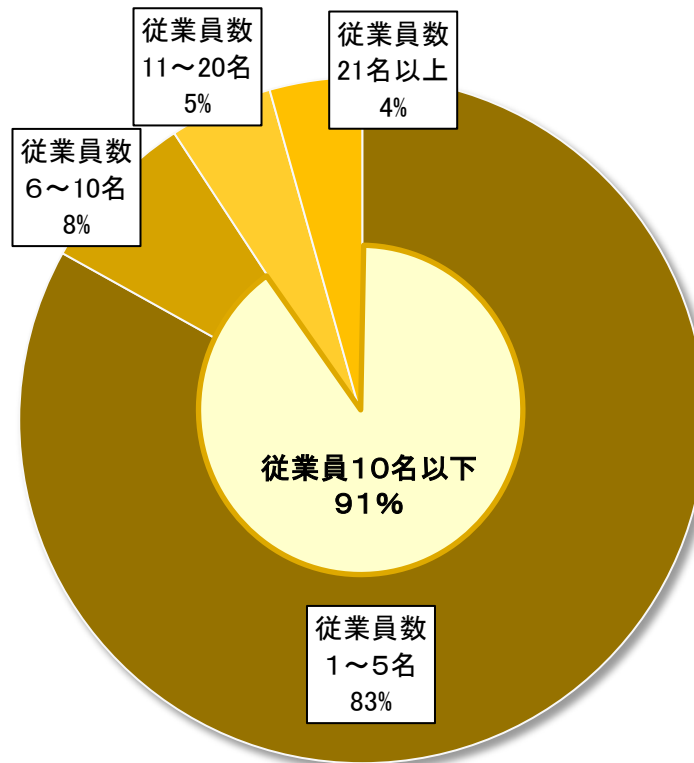
貸出金(事業者)



出所: 全国信用組合中央協会

②信用組合は小規模事業者に対する貸出が大宗を占めている

事業者向け貸出では、従業員数10名以下に対する貸出先が全体の91%、5名以下でも83%と、小規模事業者に対する貸出が大宗を占めている



出所:全国信用組合中央協会

2. 今後の郵政民営化に関する期待

- 郵政民営化は、今後とも郵政民営化法の基本的な理念に沿って進めるべき
- ゆうちょ銀行と民間金融機関との公正な競争条件が確保されないなかでは、規模の拡大につながるような預入限度額の再引き上げや新規貸出業務等への参入を認るべきではない
- 一方で、信用組合業界としては、ゆうちょ銀行との連携・協調などにより、地方創生や地域の活性化に資する地域ファンドの共同設立や高齢者支援事業、さらには地方公共団体を含めた連携による地域の小規模事業者や生活者に対する金融支援などに貢献していくことが必要であると認識
(ご参考P7)

(1) 地方創生、地域活性化等への取組み

地方自治体の政策課題に対応した商品の提供

- ・健康サポート定期預金、健康おうえん融資ファンド
- ・定住促進住宅ローン
- ・子育て世代支援住宅ローン 等

地域の事業者支援ファンドの組成

- ・飛騨・高山さるぼぼ結ファンド
- ・秋田元気創生ファンド
- ・磐城国地域振興ファンド 等

地域の事業者の販路拡大の支援

- ・「しんくみ食のビジネスマッチング展」の開催 等

平成29年10月2日

一般社団法人 全国信用組合中央協会
会 長 渡 邊 武

郵政民営化に関する意見について

私ども信用組合業界は、特に、郵政改革に係るゆうちょ銀行のあり方（預入限度額の引き上げ、新規業務への参入に係る業務範囲の拡大）については、かねてより、実質的に政府の関与が続く間は、公正な競争条件が確保されず民業圧迫につながるおそれがあることから、まずは完全民営化への道筋が具体的に示され、その確実な実行が担保されることが最低限必要であり、その公正な競争条件の確保の下で総合的に判断されるべきと主張してまいりました。

こうした考え方にに基づき、以下のとおり、「これまでの郵政民営化に対する評価」、「今後の郵政民営化への期待」について意見を申し述べます。

1. これまでの郵政民営化に対する評価

日本郵政グループ3社（日本郵政、ゆうちょ銀行、かんぽ生命）の株式上場、政府保有株式の売り出しは、郵政民営化への道筋をつける上で重要なステップであると認識しておりますが、ゆうちょ銀行の現状は、依然として実質的な「政府保証」が残っているものであり、かつ、完全民営化への道筋が具体的に示されていないことから、民間金融機関と公正な競争条件は確保されない状況が今後も続くものと考えております。

他方、ゆうちょ銀行は、地域経済の活性化や地方創生に向けて民間金融機関等と地域活性化ファンドへの共同出資を行うなど、こうした民間金融機関等との連携・協調への取り組みは評価できるものと認識しております。

こうした中、平成28年4月には、ゆうちょ銀行の預入限度額が1,000万円から1,300万円に引き上げられ、さらに平成29年6月には、新規業務として「貯金者向けの口座貸越サービス」が認可されております。

特に預入限度額引き上げの影響については、マイナス金利の導入など異次元の金融緩和政策の下にあることから、ゆうちょ銀行への資金シフト等について正確に把握できない状況にあり、その影響については引き続き状況をモニタリングしていく必要があると考えております。

信用組合業界としては、民間金融機関との公正な競争条件が確保されない中での預入限度額の再引上げや新規貸出業務等への参入は、信用組合の経営に影響を与えるとともに、ひいては信用組合の取引先である小規模事業者等への円滑な資金供給にも支障を生じさせるおそれがあると考えております。

したがって、ゆうちょ銀行の預入限度額の再引上げや新規貸出業務等への参入は、到底容認できるものではありません。

2. 今後の郵政民営化への期待

郵政民営化における基本的な考え方は、郵政民営化法において示されているように「民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ね、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与する」こととされていることから、今後とも同法の基本理念に沿って進められるべきであると考えます。

繰り返しになりますが、郵政民営化委員会をはじめとする関係各機関におかれましては、ゆうちょ銀行と民間金融機関との公正な競争条件が確保されない中では、預入限度額の再引上げや新規貸出業務等への参入を認めないことを強く期待いたします。

一方、信用組合業界としては、郵政民営化の基本的な考え方を踏まえ、ゆうちょ銀行との連携・協調などにより、地方創生や地域の活性化に資する地域ファンドの共同設立や高齢者支援業務、さらには地方公共団体を含めた連携による地域の小規模事業者や生活者に対する金融支援などに貢献していくことが重要と考えております。

以 上